二　関係政令の一部改正関係（第二条及び第三条関係）
　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。
三　施行期日
　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。ただし、一の4及び二の一部は、公布の日から施行することとした。

政　令

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林物資の規格化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本農林規格等に関する法律施行令

第一条中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、「物資は」の下に「、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠」を加え、「一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板」を「漆、竹材、木材」に、「もの」を「合板」に改め、「、床板」を削り、「又は畜産物」を「、林産物、畜産物又は水産物」に改める。

第二条中「第七条第五項」を「第三条第四項」に、「農林物資規格調査会」を「日本農林規格調査会」に改める。

第三条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十六条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「十二万八千六百円」を「十四万五千円」に、「あつては、十二万八千三百円」を「あつては、十四万四千五百円」に改め、同条第二号中「十万五千七百円」を「十一万八千七百円」に、「あつては、十万五千四百円」を「あつては、十一万八千二百円」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第十四条第一項の登録（以下この条及び第五条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　八万九百円（電子申請による場合にあっては、八万五百円）

二　前号に規定する区分以外の区分　五万四千六百円（電子申請による場合にあっては、五万四千二百円）

3　現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　十万九千百円（電子申請による場合にあっては、十万八千六百円）

二　前号に規定する区分以外の区分　十万九千百円（電子申請による場合にあっては、十三万五千四百円）

三　前号に規定する区分以外の区分　十三万五千四百円（電子申請による場合にあっては、十三万四千九百円）

4　前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分　七万千百円

二　前号に規定する区分以外の区分　四万四千八百円

第四条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十七条の三第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項」を「第十七条第二項において準用する法第十四条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第三項第一号イ」に、「基準に係